

令和5年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会 ヤングケアラー支援条例検討部会 会議録

開催日時 令和5年9月22日（金） 午後6時から午後7時20分まで

開催場所 苫小牧市役所 職員会館304号室

出席者 出席者名簿

傍聴人 1名

苫小牧民報社（1名）

1 開会

（司会）

お時間となりましたので、ただ今から「令和5年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会・ヤングケアラー支援条例検討部会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただく、こども相談課の牧野と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして桜田健康こども部長から挨拶があります。よろしく願いします。

2 部長挨拶

（健康こども部長）

皆様こんばんは。健康こども部長の桜田でございます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、第3回ヤングケアラー支援条例検討部会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、前回の部会におきましては事務局より条例骨子案を提案させていただきました。全国的に先例の少ないヤングケアラー支援条例の検討を進めるにあたって、大変苦慮しているところございましたけれども、委員の皆様から活発な議論とご意見をいただきまして、条例骨子を形にすることができました。心より感謝を申し上げます。

本日は、条例骨子をもとに、より条例本文に近い形の条例素案をお示しさせていただきますとともに、ガイドラインのたたき台についても提案をさせていただきたいと考えております。条例素案につきましては、これまでいただきましたご意見をできる限り反映できるように作成させていただきました。また、ガイドラインは、ヤングケアラー支援に関わる関係者に向けて、ヤングケアラーに気付くためのポイントや、どのように対応したらよいか、また、具体的な支援や連携のあり方等について盛り込んでおります。

委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、より良いものにしていきたいと考えておりますので、本日もよろしく願いいたします。簡単ではありますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

（司会）

ありがとうございます。

ここで、会議の成立について、ご報告いたします。

「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されております。同条例第7条第5項において部会への準用が規定されており、本日は、委員13人中9人（2人は会議途中から出席のため、出席委員は11人）と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に議事に入りますが、ここからは岡田部会長に進行をお願いします。

3 議事

(議長)

皆さん、こんばんは。それでは議事を進めてまいります。週末金曜日ということで、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。検討部会も3回目で委員の皆さんとも気心を知れてきたところで、活発な意見もお聞きしながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。また、今回の会議は7時45分を目処に終了を予定しております。ご協力お願いいたします。また苫小牧市のホームページにこの部会の議事録が公開されることになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、前回の部会で、部会長預かりが二点ございました。一点目はヤングケアラーの定義について、本来大人が担うと想定されるという文言を盛り込むかどうかという点、それと、保護者の役割を規定するかどうかということについてでございました。これについては前回の部会の後、私と事務局とが打ち合わせをいたしまして、その結果を8月上旬に皆様にお送りしているところでございますが、これについて、事務局から後ほどご説明があると思いますので、お願いいたします。

それでは今日の議事に入りたいと思います。まず議事の一点目苫小牧市ヤングケアラー支援条例素案についてであります。これについて事務局から説明をお願いいたします。

(1) 苫小牧市ヤングケアラー支援条例素案について

(こども相談課主査)

それでは、苫小牧市ヤングケアラー支援条例素案の説明をいたします。委員の皆様からのご意見を基に作成いたしました条例骨子をベースとし、条文形式にした素案を作成いたしましたので、委員の皆様には率直なご意見をいただければと存じます。

それでは、お手元の資料1をご覧ください。資料につきましましては、上側に素案の条文を記載しておりますが、下線を引いてある部分につきましては条文の下の網掛け部分に特記事項として記載しております。中でも特徴的な部分につきましては順次説明をさせていただきます。

まず、第1条「目的」につきましては、前回の部会でいただきましたご意見を踏まえ、「児童の権利に関する条約、いわゆる「子どもの権利条約」に基づく子どもの権利」という文言を盛り込んでおります。特記事項に記載がありますとおり、子どもの権利条約に規定する「児童の最善の利益」、「意見表明権」、「教育を受ける権利」などヤングケアラーと関係の深い権利を含んでおります。

また、骨子のコンセプトである、「気づく、見守る、ひとりにしない」につきましても条文に盛り込んでおります。

第2条「定義」につきましては、第1号「ヤングケアラー」につきましまして、前回の部会において「本来大人が担うと想定される」という文言を盛り込むかどうか議論していただきました。大変多くのご意見をいただきましたので、部会後に部会長と事務局とで協議をいたしました結果、その文言は盛り込まず、北海道などの条例と同様に幅広く規定することとさせていただきます。一方では、ケア負担の重さ等は支援の指標として重要であるため、ガイドラインに盛り込むこととさせていただきますので、ご了承願います。なお、ガイドラインにつきましては後ほど説明させていただきます。

次に第5号の「学校」では、義務教育学校については、市内の植苗小中学校が該当することから規定いたしました。

第3条「基本理念」につきましては、ヤングケアラー支援における重要な視点を盛り込んでおりますが、中でも「子どもの最善の利益が尊重される」ことにつきましては、子どもの権利条約に規定されている周囲の者の行動基準として用いることとし、第一条の目的に掲げる子どもの権利とは使い分けをしています。

第4条の「市の責務」につきましては、北海道ケアラー支援条例等を踏まえつつ、本市における社会資源の実情に応じてヤングケアラー支援に関する施策を総合的に実施する責務を有します。また、多職種による連携支援の重要性についても強調しております。

第5条「保護者の役割」につきましては、前回の部会において規定することの是非について議論していただきました。先ほどの定義と同様様々なご意見をいただきましたので、部会長と事務局とで協議いたしました結果、規定することといたしましたのでご了承願います。なお、保護者が様々な困難を抱えた状態であることが想定されるため、保護者に過度の役割を課すことがないように配慮しております。さらに、委員からのご意見を踏まえ、保護者は「子どもの最善の利益を考慮」することとしております。

第6条「市民等の役割」につきましては、ヤングケアラー支援への理解と関心を深めることや、孤立への配慮を規定しております。ヤングケアラーが通学していない又は家族が福祉サービスとつながりのない場合には特に表面化しづらいことから、民生委員・児童委員を始め地域や民間の目で気づき、把握することが重要であると考えております。

第7条「関係機関の役割」につきましては、子どもを「介護力」とすることなく居宅サービス等について十分配慮することなどが国の報告書に記載されていることから、「援助に係るヤングケアラーの負担等」への配慮について規定をしております。

第8条「学校の役割」につきましては、学校は、ヤングケアラーにいち早く気付くことができる関係機関の一つであることから、教育の機会の確保に係る状況等の把握のほか、教育又は福祉に関する相談に応じることを規定しております。また、必要に応じて関係機関と共有することでヤングケアラーの状況の把握につながることを期待しております。

第9条「ヤングケアラーの支援」につきましては、第1号において、関係機関及び学校の共通理解を図ることで、ヤングケアラーの視点に立った見守りや適切な支援が行われることを目的として、支援指針、いわゆるガイドラインを策定いたします。ガイドラインにつきましては、後ほど説明させていただきます。

そのほかにも、体制の整備及び相談窓口等の周知、ヤングケアラーの孤立解消につながる活動の促進等について規定をしております。

第10条「広報及び啓発」につきましては、社会全体としてヤングケアラー等の支援が推進されることや、無自覚や他人に知られたくない場合により表面化しづらいヤングケアラーに気付くことができるよう、幅広く広報活動その他の啓発活動を行うことを規定しております。なお、広報・啓発にあたっては、「ヤングケアラー即ち悪いこと」であったり、家族介護が単に望ましくなかったりするような印象を与えないように留意する必要があると考えております。

第11条「人材の確保等」につきましては、市として人材確保に努めるとともに、子どもと関わる機関の職員の資質の向上を図るための研修等により、人材の育成に努めることを規定しております。なお、研修においてはヤングケアラーに気付くための着眼点や、対応上の配慮事項等について学ぶ機会を積極的に設けてまいります。

第12条「実態の把握」につきましては、市が関係機関と連携して表面化しづらいヤングケアラーの実態の把握に努めることを規定しております。要保護児童対策地域協議会が中心となり実態把握を行うとともに、情報共有を行うことで、必要な支援や見守りにつなげるよう取り組みます。

第13条「体制の整備」につきましては、市は多方面からの相談に応じるほか、必要な支援につなげるための連携体制を整備することについて規定しております。市及び関係機関等の相互連携が重要であることから、要保護児童対策地域協議会のケース会議や情報共有を行うなど適切な支援につながる体制の構築に努めます。

第14条「財政上の措置」につきましては、ヤングケアラー支援に関する施策推進のために必要な財政上の措置を講じなければならないことについて規定しております。

苫小牧市ヤングケアラー支援条例素案についての説明は以上となります。

(議長)

ただ今事務局から条例素案について説明がありましたが、これについて、委員の皆さんから何かご質問ご意見などありますでしょうか。

====松村専門委員挙手====

はい、松村委員お願いします。

(松村専門委員)

質問なのですが、第2条の(1)のところが高齢、障害とございますよね。

この障害について網掛けで説明していますが、ちょっと違和感を覚えまして、本市の他条例の文言と合わせて漢字表記したとありますが、今この「害」という字はほとんど使われておりません。「害する」の害ということで、よくないということで我々の団体では平仮名で表記する。それと身障者の団体ではまた違った「碍」、石へんにという、そういう漢字で皆さんこの「害」という漢字は避けていますので、他条例との文言を合わせなくてはいけない理由はあるのでしょうか。

(議長)

障害の害というところが、障害者の方に配慮をして、平仮名で「がい」と平仮名で規定する場合なのですが、それについてどうかという委員からの質問ですが、事務局これについていかがでしょうか。

(こども相談課長)

こども相談課長の齋藤でございます。ご質問ありがとうございます。確かに骨子の段階ではですね、ひらがな表記としておりました。そして素案にする段階で本市の法務の担当と打ち合わせさせていただきまして、こちらに書かれているとおり、他の条例表記と統一した方がよいのではないかという議論の中で、こういう形とはさせていただいています。唯一、市役所の中には障がい福祉課という課がありまして、そちらは平仮名表記を使っています。それで、今この場で必ず漢字の「害」としなければいけないのか、打ち合わせの段階ではそういう話はありませんでしたが、ここは引き続き検討させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(松村専門委員)

お願いいたします。

(議長)

その他の委員さんから何かご意見ご質問などありますでしょうか。

====辻川委員挙手====

(議長)

はい。お願いします。

(辻川委員)

ありがとうございます。第11条の人材の確保等のところで、「ヤングケアラー等の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、市、関係機関及び学校職員の」というところがあるのですが、子どもに関わる関係機関の職員だけではなくて、保護者ですとか親戚ですとか、地域の大人向けに、ぜひ一般市民向けにも、人材の確保というか、知識の向上のような機会を作っていただき

たいです。

(議長)

ただ今の辻川委員からのご意見について、事務局お願いします。

(こども相談課長)

ありがとうございます。市民向けというか、関係機関だけではなくてということで、今お話しただいたと思いました。それで私ども令和3年に子どもを虐待から守る条例というものを施行しておりまして、その啓発のために、出前講座というものを作りまして、一般の方々、辻川さんの団体さんのところにもお邪魔させてもらっていますけれど、そういう講座を今後ですね、どういったものができるか考えてまいりたいというふうに思っております。ご意見ありがとうございます。

(議長)

辻川委員、よろしいでしょうか。

(辻川専門員)

はい、ありがとうございます。

(議長)

ほかにご意見、ご質問何かありますでしょうか。

====千寺丸専門委員挙手====

(議長)

千寺丸委員、お願いします。

(千寺丸専門委員)

今の11条の人材確保のところなのですが、この人材の確保、今、私たちの社会福祉協議会も含めて、いろいろな専門職でこの人材の確保が非常に難しい状況になってきています。全道全国含めて福祉職の人材確保が非常に困難な状況というふうに聞いておりますし、この確保についてかなり努力をしていただかなければ、これから福祉の人材については確保できてこないのではないかとこのころは思っております。いろいろ大学とか生徒とかに聞いても、就職先については福祉職の、福祉の学校に行っても、福祉職を避けているような状況も見えてきていますので、なんとかですね、この確保については市としてかなり重点において活動していただければというふうに思っております。質問ではなく、意見として言わせていただきました。よろしく申し上げます。

(議長)

ただ今のご意見に対して事務局から何かありますか。

(こども相談課長)

ご意見ありがとうございます。確かに委員のおっしゃるとおり、人材をどんどん増やす、確保するというのはなかなかハードルの高いことでもあるというふうには思っております。ただ、この条例に謳うことで、そういう姿勢を示すことで、この条例がさらに実効性のあるものに、体制もそういうものができるように努めていくという姿勢を示すものであると思いますので、引き続き努力してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

(議長)

ほかにご意見ご質問ありますでしょうか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

片山委員お願いします。

(片山専門委員)

ありがとうございました。念のため、もう一回だけ説明していただきたいのですけれども、基本理念のところでは子どもの最善の利益が尊重されという部分のところ、あえて使い分けたというところの説明をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(こども相談課長)

まず第1条の目的の部分なのですけれども、網掛けの部分に様々な子どもの権利があるということで、この権利をまず確保するというところがまず一つ目的になるということで、この権利ということも謳っております。それから3条の基本理念のところなのですけれども、こちらは支援にあたっての共通理解と申しますか、理念ということになります。それで、支援者側にとってどういう理解になるかということがありますので、子どもの権利条約の第3条第1項のくだりが網掛け一番上のところ書いているのですけれども、児童に関する全ての措置をするにあたっては、要は支援に当たっては、児童の最善の利益を主として考慮して行動するような基準として規定がされているということで、基本理念ではその支援にあたっての考えということで、最善の利益という表現とさせていただいております。ここで権利というふうに使っていないということになります。よろしいでしょうか。

(片山専門委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(議長)

ほかに関心ご質問ご意見などありますでしょうか。私からも、議長ですが、申し訳ありません。

第4条第2項ですが、「市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、市民等と多職種との間で」のところ、多職種という言葉が突然出てくるところがちょっと気になったところなのですが、後ほどのガイドラインでは厚労省の関係でこういう多職種という言葉が使われているのですが、条例の中で、この言葉が急に出てくるので、ちょっとどうかなという印象を受けて、定義どおり市、市民等及び関係機関、学校というような形の方がどうなのかなという感じがしたものですから。その辺どうでしょうか。

(こども相談課長)

ありがとうございます。お答えさせていただきます。まさにですね、この部分は、法務の担当と協議をした際に、やはり法務的な部分で行くと、まさに今部会長のおっしゃられたとおり、市と関係機関、学校と連携をすれば、元々定義されているのだから、2条の中で関係機関、それから学校ということで定義をされているので、ここで定義をされている文言を使ったらそれで足りるというふうに確かに法務的見地からは言われました。ただ、私も現場ではですね、部会長からもお話が

あったとおり、多職種での支援のマニュアルといったものも、国の方でも出ておりますし、実際関わる時に関係機関というよりも多職種の人たちであったり、専門職であったりとかですね、市の職員も含めてですけど、そういう職種が連携してというところですね、あえて強調したいということで、私ども強く希望をしてこの多職種というものを使っていたということになります。よろしいでしょうか。

(議長)

はい、分かりました。あと第10条なんですが、第2項で、「市はヤングケアラーにその自覚がない場合やヤングケアラーであることを秘匿しようとする」ということで文言が書かれていて、ここは初めて明文化した、いろいろ工夫されて、事務局の方で明文化されている部分ということで十分ご苦労分かります。そこでヤングケアラーであることを秘匿しようとするという表現が、あのガイドラインの中では、多分自分の家庭のことなので、ヤングケアラーの方が言い出しにくいとか、或いは恥ずかしいという部分もあるという事情の中で、なかなかそれが表に出てこないというふうな、ガイドラインでは説明があったのですが、ここでいきなりこういうふうに出てくる、秘匿しようとするという、何かヤングケアラーの方がマイナスの印象というか、隠そうとしているというのはちょっと、否定的なイメージになるのかなと思ったものですから、その表現についてはどうかと思ったのですが、どうでしょうか。

(こども相談課長)

ありがとうございます。ここも非常に法務部門との協議の中で悩んだ部分でした。それで、おっしゃるとおりですね、啓発のところでも申し上げたとおり、マイナスのイメージにならないようにするというのは、非常に私どもこの条例を考える中で大事にした部分になります。先ほど部会長からもおっしゃられたような家庭内のデリケートな問題で、人に相談しづらいところが、まさにそのとおりです。あとはどういう表現ができるのか、今、ここは秘匿ということで落としていますが、ここについてはどういった表現できるかもう少し研究させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(議長)

いろいろご苦労されているのも分かりますので、お願いしたいと思います。ほかに何か委員の皆さんからご質問ご意見などありますでしょうか。

====松村専門委員挙手====

(議長)

はい。お願いします。

(松村専門委員)

本当に細かいことで申し訳ないのですが、事前に部長にもお尋ねした件なのですが、この中には「児童」と「子ども」という文字がものすごく入り乱れているんですね。私、児童と子どもとはどう違うのだろうと思って辞書を引いたりとかしてみたのですが、先ほどの部長の説明である程度理解はしたのですが、例えば、網掛けの一番に児童の最善の利益という言葉があるかと思えば、第三条の二番に子どもの最善の利益を尊重されて、ここも使い分けているのですよね。やはりちょっと意味が分からなくて、どうして子どもと児童と、先ほどの部長の説明ではちょっとこの辺が理解できなくて。

(議長)

事務局から説明をお願いします。

(健康こども部長)

先ほど、松村委員とこの会議の前にお話をさせていただきまして、児童というのは、児童福祉法を基本にして、18歳未満を児童とするという定義が児童福祉法の方にあります。最近の法律の中では、子ども子育て支援法とかですね。こども家庭庁も、こどもという平仮名を使っていたり、こども基本法、最近は「こども」という表現がすごく多いのですというお話をさせていただきました。

事務局の課長からも説明があるかもしれないですけども、児童の権利に関する条約という、通称子どもの権利条約というふうに言われていますけれども、この条約の表記と、その中には児童という表現がすごくされていますので、網かけの部分はこの条約から引用してきている児童というものと、それ以外は基本的に子どもという文言を中心に使わせていただいていると理解しておりますけれども、課長の方から追加で説明をいたします。

(こども相談課長)

今、全部説明していただけたと思っています。通常世間一般では子どもの権利条約と言われているのですが、正式な条約名だと、児童の権利に関する条約というようなところがあって、またその条約の解説を見ると、この「児童」であったりというようなところがいろいろ出てくるものですから、ちょっと混在はしていますが、網かけの部分は注釈というところで、条例の条文の中では、それこそ条例に書かれているそのままを記載しているといったところがありますので、そこは先ほどの説明と重複になってしまいますが、そういう書き方にはなっております。

以上です。

(松村専門委員)

ありがとうございます。ということは、例えば第1条の上から4番目「児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利」という表現になるわけですね。

(健康こども部長)

この児童の権利に関する条約というのは条約名でありますので、ここは括弧付きに、言葉を表示した方が分かりやすいのかというふうにも思いますけれども、ここも法務のほうも含めて確認をしながら行きたいと思います。

(松村専門委員)

何かしつこくこだわって申し訳ありません。同じことを何回も言わせたようでありがとうございます。

(議長)

ほかに委員の皆さんからご質問ご意見などありますでしょうか。

素案について特になければ、ただ今いただいたご意見に基づきまして、事務局の方でさらに検討させていただいて、最終案を作成するというようにいたしたいと思います。

それでは次の議題に移ります。苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドラインたたき台についてということです。これについても事務局から説明をお願いします。

(2) 苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン（指針）たたき台について

(こども相談課主査)

苫小牧市ヤングケアラー支援ガイドライン・たたき台の説明をいたします。ガイドラインにつきましては、先ほど説明いたしました、条例素案第9条に基づき支援指針を策定するものです。第2回部会において委員の皆様からいただいたご意見を盛り込んで作成しておりますが、本日はたたき台となっておりますので、沢山のご意見をいただき、次回の部会において提示予定のガイドライン案に反映したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次を掲載しております。全体的な構成を簡単に説明いたします。第1章では条例制定の背景、ガイドラインの目的、第2章ではヤングケアラーについて学ぶ、第3章ではヤングケアラーに気付いた関係機関の初期対応、第4章では連携の心構え、各分野の役割、第5章では関係機関別の対応フロー、第6章では支援のための各種ツール、参考事例を掲載しております。また、ヤングケアラーの声などのコラムを適宜掲載しております。そして巻末資料には、条例を掲載する予定です。

次に4ページをご覧ください。2のガイドラインの目的としましては、多職種、地域で一体的にヤングケアラーとその家族の見守りをするため、ガイドラインにより身近な支援者である関係機関及び学校の共通理解を図ることで、ヤングケアラーの視点に立った見守りや状況に応じた適切な支援が行われることとします。

3では、ヤングケアラー支援において重要な視点を記載しております。一番下の枠内に記載しております、「子どもが何を大切に、何を希望しているか」を第一に考え丁寧にアセスメントすることの重要性を記載しております。

次に第2章、5ページをご覧ください。

1のヤングケアラーの捉え方では、本ガイドラインでは、一般的なお手伝いと区別する視点から、ヤングケアラーを太字で記載しているとおりにしております。前回の部会において、「本来大人が担うと想定される」文言を加えるかどうか提起いたしましたところ、賛否両論のご意見をいただきました。部会長と事務局とで協議をいたしまして、条例においてはこの文言を加えずに、北海道などと同様に幅広く規定する判断をいたしました。一方で、ケア負担の重さ等につきましては支援の指標として重要であることから、ガイドラインでの表現を検討することとした部分でございます。

(1)ではヤングケアラーの様々な状態を掲載し、6ページの(2)では、子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い権利を掲載いたしました。特に条約の第3条子どもの最善の利益についてご意見をいただいていた部分であり、条例素案の第3条にも反映した部分でございます。

7ページ(3)では、ヤングケアラーのことを理解していただけるためのヒントを掲載しております。

8ページ(4)では、枠内に信頼関係を築くポイントを掲載しております。また、コラムでは、支援者側に当事者の心情を理解していただくために、元ヤングケアラーの生の声を掲載いたしました。

次に第3章、9ページをご覧ください。この章は、ヤングケアラーの支援についての実践編となります。ヤングケアラーと接する際の留意事項として、1ではヤングケアラーの支援を検討する際に求められる情報について記載をしております。家族全体を捉える視点の重要性や、支援者が必要だと思っても子どもや家族が支援を望まない場合がありますが、子どもや家族の気持ち・意思を十分確認することの重要性を記載しております。

10ページでは、2で基本的なヤングケアラー支援のフロー図を掲載しております。支援の入口としては、子どもや家庭と関わるなかでヤングケアラーと気付く場合と、本人・家族から相談を受ける場合を想定しております。いずれの場合も①で裏面11ページに掲載している事実確認票を用いて最初に気付いた機関がヤングケアラーの状況の確認を行います。②で、チェックが難しい場合は、こども相談課に連絡をいただきます。③で、緊急性が低く初めに気付いた関係機関だけで対応可能

な場合には、意思確認、信頼関係の構築を図り必要に応じて関係機関につないだり、サービスの紹介などを行ったりして、地域での見守りを行います。緊急性の判断が初めに気付いた関係機関だけで難しい場合には、こども相談課につないでいただき、こども相談課が判断を行います。緊急性が高く支援が必要と判断した場合には、関係機関と情報共有を図ったり、多機関での調整が必要な場合にはケース会議を開催したりして関係機関での課題の共有、支援計画の検討を行った上で、その方針に従い支援・見守りを行います。なお、現実の支援につながらなくても、状況変化に気付ける体制や意識を持ち続けることが重要です。

次に、12ページでは、3でヤングケアラーを把握するためのアセスメントに必要な視点を記載しております。(1)のサポートの状況では、枠内に太字で記載している内容については、子どもが行うには負担が重すぎるため「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高くなります。(2)では、子ども本人の認識や意向の確認について記載をしております。なお、アセスメントをする際の補助として活用いただけるよう、21ページ以降に第6章として各種ツールを掲載しております。

次に、第3章では最後になりますが、4で支援の必要性の判断と支援方針の検討について記載しております。(1)では段階別に支援の必要性や緊急性の判断の基準を掲載しております。(2)では支援方針の検討について記載しており、負担を軽減するために福祉サービスの活用を検討するほかにも、ヤングケアラー本人に寄り添い、話を聴き、見守ることも大切な支援であることに加え、18歳を超えた場合であっても一律に対象外としないことについて記載をいたしました。

次に第4章、14ページをご覧ください。ヤングケアラーについては、相談窓口につながりにくいことのほか、相談窓口やサービスなどが知られていないことなどが課題として考えられます。そのため、いち早く気付くことができる体制や、相談しやすい環境づくりが必要であり、状況に応じて関係機関が適切に連携しながら支援を行うことが重要です。

1の連携体制につきましては、図に示しておりますように、ヤングケアラーは子どもと関わる機関のほかにも、被介護者と関わる関係機関も含めた多様な関係機関で発見されることが想定されます。これらの各機関・部署が相互に重なり合いながら当事者に寄り添い、伴走する支援体制を作り上げていく必要があります。

2の心構えでは、ヤングケアラーと関わる方に向けて、15ページに掲載しております「連携支援十箇条」を参考にさせていただきたいと考えております。主な内容としましては、「家族を責めない」「本人の意思の尊重」、「支援を望まない場合でも寄り添うこと」「関係機関同士の協力」等について記載されております。

16ページには、各分野の関係機関の役割、苫小牧市におけるヤングケアラー把握・支援体制のイメージ図を掲載しております。なお、3の(1)子どもに関わる分野の「地域関係者」の関係機関の一つに「放課後等児童デイ」と記載しておりますが、正しくは「障害児通所支援事業所」となりますので、訂正をさせていただきます。

17ページには、本市の分野別の関係機関等及び市役所の窓口を掲載しております。実際の相談や支援においては、ヤングケアラーだけではなく高齢者や障がい者等の介助等をしているケアラーも混在していることも想定され、中心となって支援をする関係機関や市役所の部署も状況により変わってくると考えております。いずれにしても、各部署、関係機関等との連携が重要であると考えております。

次に第5章、18ページをご覧ください。ヤングケアラーから相談を受けた・気付いた際の対応として、第3章10ページに掲載している基本的なフローのほかにも、関係者別のフローを掲載する予定です。現段階ではイメージとなりますが、(1)として学校関係者、次ページの(2)として保健・福祉・医療関係者、次ページの(3)地域・子ども関係団体等の関係者のフローとなります。今後各関係部署等と調整を図り、枠組みを構築したいと考えております。

次に第6章、21ページをご覧ください。この章では、26ページまでにわたり、ヤングケアラーに気付く、アセスメントする、適切なサービスにつなぐための一助となるよう、各種ツールを掲載しております。27ページからは、事例から支援の流れを学ぶための参考事例を3例掲載しております。

巻末資料として30ページにはヤングケアラー支援条例を掲載する予定となっております。

以上で、ヤングケアラー支援ガイドラインの説明を終わります。

(議長)

ただ今事務局からヤングケアラー支援ガイドラインについての説明がありました。これについて何かご質問ご意見などありますでしょうか。

====加藤専門委員挙手====

(議長)

はい、加藤委員お願いします。

(加藤専門委員)

もう皆さん寝ずに作ったのだろうと重々分かります。ありがとうございます。個人的な見解ですが、非常にスムーズにまとめられていると思いました。僕の目に入ってくる部分としてはすごく柔らかいイメージがありました。そしてちょこちょこ、右端にポイントとか、第3条関係とか、これ多分色々気を付けていただいたのだろうなというふうには思います。個人的にすごく素敵だなと思ったのが、10ページですか、この支援の流れはすごく丁寧に順を追って書かれているなという感じはしました。結構この辺はほかの市町村さんもそうなのですけども、道外の方のを見せていただくと結構分かりづらかったりはあるのですけれども、とにかく何か流れを作っていく上では、右側がすごく素敵だなと僕は思いました。緑の方ですね。本人たちが来た時に、やはり話を聞いたり、意思確認だとか、信頼関係の構築というのは、目に見えない部分なのですけども、ここは丁寧にしなければいけないよというところがちゃんと書かれているのが僕はすーっと入ってきて素晴らしいなというふうに思いました。

あとは18ページからですね。このイメージがちょっと楽しみなのですけども。結構、ほかの市町村さんに行った時も、やっぱりここが知りたい。ここがイメージつきにくいという市町村さんがほとんどです。それで、「加藤さん、どういうイメージで関係機関と行政つながるのですか？」とか、「つながるポイントを教えてください」とか、結構あるので、ここら辺が肝かなと思うので、多分時間はかかると思うのですけれども、基本的には分かりやすく。格好よく賢く見せようとしなくて、とにかく分かりやすく作っていただけると。多分これほかの市町村さんとかが条例作る時もすごくベースになるのではないかなと、結構真似される可能性はあるかなと思うのですけれども、ここら辺はどこの市町村さんの行政の方とお話しても、僕はうまくパワーポイントで資料にできないので、どうしても口頭になっちゃうのですけれども、ここら辺が、イメージ図が、フローがうまく作れると、ものすごく素晴らしいものになるのではないかなというふうに思います。以上です。

(議長)

ただ今のご意見について事務局何かありますか。

(こども相談課長)

様々ありがとうございます。まさに加藤委員のおっしゃられたとおりに、この18、19、20ページ。ここはやはりポイントになると私どもも思っております。このガイドラインにつきましては、条例施行と同時になるべく早く運用したいという希望を持っています。この部分については学校であったり、保健福祉医療の部分であったり、地域の部分というところがありますので、ここはしっかりと考えて作り込んでいきたいし、調整をして、話し合いをしながら形にできたらいいというふうに思っています。ありがとうございます。

(議長)

ほかに委員の皆さんからご質問ご意見ありますでしょうか。

22ページ、こども向けのツールを掲載していますけれども、それはどういうことでしょうか。例えば今は学校ではいじめについてのアンケートってありますけれども、学校に対してもこういったお願いをするというようなことを考えているのか、どうでしょうか。

(こども相談課長)

お答えさせていただきます。ガイドラインの目的の部分でも少し触れましたが、学校も含む関係機関に向けて、このガイドラインを発信したいというふうに考えますので、学校でもご活用いただければとは思っています。それで、先ほどのフローの部分も協議することになると思うのですけれども、ただこれから協議させてもらう部分もあって、今学校で現状こういうものを使っているといったものがあれば、そこはどのような形でどちらを活用するのかといったことは調整していきたいと思っています。今の段階ではどんなツールを現場で作っているか把握できていませんので、その辺の擦り合わせをしていきたいというふうに思っています。以上です。

(議長)

ほかに委員の皆さんから何かご質問ご意見がありますでしょうか。

====片山専門委員挙手====

(議長)

はい、片山委員お願いします。

(片山専門委員)

本当に作り込まれていて本当にお疲れ様でしたというところと、ありがとうございますという気持ちを込めつつ、子どもの権利というところを前に出してきたところが個人的にも嬉しいと思っています。

それで、せっかくなのでというところで、今すぐということではなくてもいいかもしれませんが、早い方がいいのかもしれないのですが、このガイドラインの子ども向け版みたいな、より分かりやすく書いたような、例えばこども基本法においても、子ども向けの分かりやすいものを国も作っていたりもすると思うので、スタートと同時に用意できるかどうか別として、いずれ子どもたちが見ても分かるようなものができたら、より素敵だなと。それこそあちこちで真似していただきたいというふうに思うものになると思います。それで何点かですけれども、やはり僕は今回の部分でキーワードとなるのが、気づく見守るの、一番最後にある「ひとりにしない」というところだと思っていまして、例えば4ページの支援に求められることの②で「子どもが素直な気持ちを出出できる関係を持った人が子どものそばにいる環境を作る」、これをどうするのかというところがすごく大事だというふうに思っていて、全体こう支援の流れをこう見させていただいて、非常に分かりやすくいいのですけれども、何か発見からつなぐまでの初期、初動のところを中心になっっていて、つないだ後の地域での見守りとなっているところ、ここが具体的にどうしていけばいいのだろうというところが、もしかしたら現場としては知りたくなってくるのかなと。最初こうつなげるっていうところは僕もポイントという付箋を貼ったのですけれど、第5章のところ、ここが大事だなという議論はもう出ていたので、十分かなと思うのですが、その後ですよ。気づいてつないで、そこから継続、要は伴走していく重層的な体制で伴奏していくというところのイメージという部分があったらより良いのかなと思います。というのはなんて言ったら良いでしょうか、14ページのところに各部署が重なり合いながらというところ、これも子ども虐待予防の手引きだとかでも随所に書かれている、重なり合った支援というところはどこでも書かれているのですけれども、なかなかそれがうまくいかず、子どもが亡くなるという事例が多発しているというところを考えたら、おそらく重

なり合っていくため、押し付け合いじゃなく重なり合っていくためにどういった支援者の軸がいて、マネジメントしていくのかということ、このイメージで、その時にその子どもの意見をどう、安心して話せるさっきの②の部分ですね。いい言葉だなと思ったのですよ。

子どもが素直な気持ちを表出できる関係を持った人が子どものそばにいる環境という部分、これをどうシステムティックにつくっておくのかという、あの人が聞いているから大丈夫でしょうみたいなことではなく。自分が聞かなければいけないよねという、子どもがまずこの人に相談したらいいのだという存在というのが一体誰なのか、というこの大きく二点なのかな。どう継続して伴奏していく、動き出してからのイメージというところと、子どもの意見、皆が聞くのは当たり前なのですけれども。何か誰かが聞くでしようにならないものは、どのような表現をしていいのかちょっと分からないですが、そこが気になっているところです。

(議長)

初動のところからまた見守りのその後についてのつながりというところだと思います。その辺事務局どうでしょうか。

(こども相談課長)

ありがとうございます。二つ大きくあったかと思ひまして、一つ目は子ども向けのガイドといったものがあつた方がいだらうというようなご意見だと思います。ここは条例の中でも啓発といったところを設けておひまして、どういう形で、子どもの分かりやすいような形で作れるかということも考へていかなければならないというふうには思ひています。ちょっと小さいですけど、令和3年に子どもを虐待から守る条例を作つた時にこういう漫画形式の形(三つ折りのリーフレット)で、こういう時はどうしたらいいよという物を作つた経緯もありまして、これと全く同じものとは限りませんが、ちょっと皆さん小さくて申し訳ないです。見づらいですけど漫画のような形にしているものですね。やはりお子さんにたくさん字を書いても多分入つてこないでしようし、年齢層もある程度幅があるとは思ひますので、そこはどのような工夫をしていったらいいか考へていきたいというふうには思ひています。前回の部会でも、辻川委員からも、お子さんに分かりやすいような形といったご意見もいただいたと思ひていますので、そこは重々気に留めて考へて行きたいというふうには思ひています。

それから二つ目ですね。つないだ後、具体的にどのようなようになってくるのだろうかというご質問をいただきました。それである、10ページのフロー図の中に、下の方に要支援というところの下に、支援の実施とか、関係機関との情報共有とか、ケース会議といったところが記載されているのですが、今私たちの考へているイメージですと、そういう関係機関の中での会議で、実は形というのは出来上がつていて、集まつた各関係者の中で、この機関はどういった役割をして、この機関はどうやって役割をするのかをその場でホワイトボードにまとめて、皆で視覚的にも共有するというようなシステムを実は作つていまして、そういう部分を活用できるかとも思ひていますし、あと一方で片山委員のおっしゃられたようにこういうガイドラインでどこまで見える化できるか、ここはもう少し研究させていただきたいというふうには思ひます。ありがとうございます。

(片山専門委員)

ありがとうございます。せっかくでしたら、そのシステムが今あるのであれば、ガイドラインはおそらく初動だけではないと思ひるので、だから入つていれば支援者がいつも手元においてこうだつたよねという確認ができるような、その後の支援もということができればと思ひのですけれど。あとケース会議は要対協であるということでもいいですか。それともそうではない可能性もあるつていうことでしょうか。

(こども相談課長)

私どもの方で、今念頭にあるのは要対協のケース会議なのですけれども、ただ、ケース会議というものは違った部署が先に把握した場合でも開かれることも多々ありますので、そういった別の会議というの也被まれてくるというのは思っております。

(片山専門委員)

ありがとうございました。

(議長)

ほかにございますか。

====小川専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(小川専門委員)

私もこのガイドラインを自分が仕事をする時に見ながらやるのだらうと思ひながら拝見して、それでいろいろコラムも入っていたり、分かりやすいなと思ひて拝見してはいたのですけれども、もし自分がそれを使ってやるというふうになった時に16 ページの苫小牧市におけるヤングケアラーの把握支援体制のイメージという、この図で。例えばサービス事業所の人が発見した時に、どこに連絡をするのかなど。これだと、例えば私は今、包括支援センターに入っているの、福祉部門のところ、福祉部門がこども相談課とつながるという感じになるのかなとか。おそらく違ふと思ひますけれども、この図からいくと、ケース会議の開催とか実態の把握だから、でも、支援体制のイメージっていうふうにも入っているし、もう少し何か図の書き方のところが少しヤングケアラーがいらっしゃる方たちをどうやって周りで見ているのかとか、そうしながら、どういうルートの連携になっているのかとか、そういうものがあると、何か少し分かりやすいのかなと思ひて拝見してはいた。

それともう一つがですね、あと二つあるのですけれども、17ページのところの分野別の支援体制のところ、グリーンとブルーと、黄色に分かれているところがあるのですけれども、児童支援のところ実際の、ヤングケアラーは、お子さんの支援の主な担い手のところ、どういふ方になるようなイメージになるのかなというの、いろいろな方がきつとなると思ひますので、ここが空白のかなと思ひますけれども、そこも自分が実際ガイドブックで見るときに何かちょっと教えてもらいたいなと思ひたのが2点目と、あと3点目が、このガイドラインに入れるのがいいのかはちょっと私も分からないのですけれども、個人情報のことが結構色々連携取る時に、壁になったり、壁といふかですね、何かそれぞれの機関が個人情報の基準がおそらく異なっていて、連携が取りづらいつい、それぞれがやりづらさを感じているところがあるのかなと感じて、その個人情報のヤングケアラーのことに関して話し合つといふ時の個人情報の取り扱ひの何か基本みたいなものが、もしガイドラインに入つていれば、何かやりやすさといふのが協議する時にあるのかなといふことを思ひてはいた。

(議長)

ただ今のことについて事務局お願いします。

(こども相談課長)

ありがとうございます。3点いただきました。

まず16ページの支援体制のイメージですね。苫小牧市の部分おっしゃられた通りですね、確かに

左上のちょっと薄いグリーンの部分から真ん中の紺色、これ私たちですね。真ん中の部分に直接連絡が来る場合も想定されるのではないかなという部分が趣旨かなというふうには思っていますので、ここはもう少し考えさせてください。それで、この表自体のイメージとしては、まずヤングケアラーがいた時にサービスがどの程度入っているとか、もう少し入れるかどうかとか、そういう調整も出てくるだろうというところが念頭にあり、そうなってくると、介護であれば、その介護の部分でのサービス調整となってくると、そういうセクションが入ってくるだろうというようなイメージではあります。ただ一方でご指摘のとおり、発見してすぐに子どもがちょっとこういう状況だよというようなことのご連絡もあろうかと思しますので、ここはどういうふうに書けるか、今後考えさせていただければというふうに思います。

それから2点目、17ページの青い部分の一番下のところです。おっしゃるとおりにたくさん出てくるとは思いますが、そこをどういうふうに書いたらよいか、これも申し訳ないのですけれど、検討させていただければというふうに思います。どういう機関があるのか、やはり書いていた方がご覧になる方が分かりやすいというようなご趣旨とも思いますので、引き続きここは検討させていただければと思います。

それから最後個人情報の部分を、関係機関さんの中でもかなり温度差があったりとかで、この機関はちょっと個人情報があって難しいとか、こっちの機関は直接関わっていて大変なところもあって、何とかしてほしいところもあったりという部分も出てくるかもしれないなと思いますが、要対協のフロー図の中で出てくるですね、10ページのフロー図の中の要対協の中でのケース会議とかですね。そういう部分になってくると、要保護児童対策地域協議会の場合は守秘義務が課されてきますので、そういう部分、要支援児童のケース検討になれば個人情報守秘義務が課されてきます。あとそのほかの部分で、心配なというか、少し見守って行こうとなった場合に、どこまで、どの機関と共有できるか。ここに関してはですね、もう少し検討させていただきたいとは思っています。要対協の中に入ってくれば、本当に守秘義務というところは完全にかかりますので、そうじゃない場合にどういう整理の仕方、そこはもう少し研究させていただきたいなと思います。

====片山専門委員挙手====

(議長)

はい、お願いします。

(片山専門委員)

そういった研究があるかどうかというのは把握してないので感覚的などで大変申し訳ないのですけれども、僕も現場で障がい者の相談支援事業所で働いている時に、この要対協の意味合いをなかなか、こんなに知られてないのだというのが子ども分野で働いていた人間からしたら、もう要対協になれば、その中ではもう守秘義務を、解除していっぱい情報共有して、その要対協自体に守秘義務がかかるから、その中で何話しても大丈夫なのだと言っても、いや守秘義務がって心配される方がいらっちゃって、いや、大丈夫ですよっていう説明をもう1回し直してというところを何度も何度もして、先ほどこれ全部要対協になるのですかという、今のところの、もやっとしたところもあったので、もしガイドラインに追加するのであれば、要対協の中では守秘義務、要対協に守秘義務があるので、要対協の中では解除して情報共有ができるのだというようなことをコラムみたいな感じで入っていても、安心できるかもしれないと、今の話を聞いていて思いました。

(こども相談課長)

ありがとうございます。非常に参考になるご意見いただきましてありがとうございます。要対協は、児童福祉法の中でそういう規定もあって、法律的にもそういう守秘義務があるということです。

あともう一つ、その要対協というのが、要保護児童、要支援児童、そのほかにもありますけれど、

その要支援児童の考え方をどう整理していくかといったところも必要かと思っておりますので、そこは引き続き、要対協の守秘義務自体は片山委員のおっしゃられた通りの表記の仕方というのはあろうかと思っておりますが、それ以外の要支援の捉え方も課題になってくると思っておりますので、そこは引き続き、調査していきたいと思っております。

(議長)

そのほか、委員の皆さんからご質問ご意見ございますでしょうか。

それでは、ガイドラインの案を次回の部会に提示していただいて、再度皆さんからのご意見をいただきたいと思っております。それでは最後になりますが、今後のスケジュールについてであります。事務局から説明をお願いします。

(3) 今後のスケジュールについて

(こども相談課主査)

現時点での今後のスケジュールについてご説明いたします。資料3をお手元にご用意願います。次回の第4回目の部会は最終回の予定となっており、11月15日水曜日に18時からこの会場で開催いたしますので、事務局から改めて文書にてご案内をさせていただきます。

第4回部会では、ご議論いただいた素案及びパブリックコメントを踏まえ事務局のほうで市議会に提出する条例案の最終案を提示させていただきます。また、併せまして、ご議論いただいた指針、ガイドラインたたき台につきましても、案をお示しいたしますので、委員の皆様にご確認いただきたいと存じます。

また、パブリックコメントにつきましては、10月上旬から30日間実施いたしますので、その結果についても報告をさせていただきます。

11月下旬には、子ども・子育て審議会に条例案の最終案を報告する予定でございますが、当部会の専門委員の皆様におかれましては、この日までが任期となりますのであらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。

令和6年の2月上旬には、条例案を市議会に提出し、審議いただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(議長)

今後は、パブリックコメントを踏まえて第4回部会で最終案を確認していただくこととなります。

本日も皆さんから貴重なご意見をいただきましてスムーズに議事が進行いたしました。ありがとうございました。もう1回の部会ですけれども、今後ともどうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

4 閉会

(司会)

岡田部会長、ありがとうございました。

これをもって「令和5年度第3回苫小牧市子ども・子育て審議会ヤングケアラー支援条例検討部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。